

## 給食センターにおけるノロウイルスの対応について



### ○給食センターでは、衛生管理の徹底を図っています

- ・小中学校給食センター職員、栄養士、調理委託業者の全ての従事者の毎日の健康チェックを行います。
- ・調理作業については、調理作業ごとに衛生的な手洗いを徹底して行い、使い捨て手袋を適切に使用します。
- ・給食センター職員および調理従事者は、毎年10月～3月（ノロウイルスが流行する期間）までの間、月1回ノロウイルスの検便検査を実施します。
- ・加熱調理する副食（おかず）は、中心温度（85°C以上1分間または90°C以上）を確認し、記録しています。ただし、貝類は90°C以上90秒を確認しています。
- ・生食する食品（果物等）は、専用器具を消毒してから使用し、素手で触れないよう使い捨て手袋等を着用しています。
- ・調理器具類は90°Cの熱風消毒保管庫内で、乾燥・消毒・保管しています。
- ・食缶・食器等は洗浄後、90°Cの熱風消毒保管庫で熱風消毒し、保管しています。
- ・学校給食用物資納入業者への注意喚起並びに衛生管理の強化、徹底を依頼します。  
(登録業者だけでなく、その取引するメーカーにおいても登録業者を通じて衛生管理の強化、徹底を呼び掛けてもらいます。)
- ・牛乳と主食（ご飯、パン）を提供する業者へは、直接の契約先である（公財）大阪府学校給食会と連携し、衛生管理の強化、徹底を図ります。
- ・毎年10月から3月（ノロウイルスが流行する期間）までの間、トイレ清掃はノロウイルス対応で行います。
- ・トイレの使用時は十分注意を払います。（使用手順の徹底を行い、自分がノロウイルス感染していると仮定して十分な手洗いを行う。）

### ○ノロウイルスの感染拡大防止のために、給食調理を中止または献立を変更する場合があります